

山口県報

平成 21 年
7 月 3 日
(金曜日)

目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

保安林の指定 (森林整備課)……………二

保安林の指定 (萩市) (森林整備課)……………三

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 (水産振興課)……………三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (三件) (県民生活課)……………四

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)……………五

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課)……………五

山口県労働委員会の使用権委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等 (労働政策課)……………一四

監査告示

外部監査人の補助者の氏名等……………一六

雑報

平成二十年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨……………一六

山口県告示第二百八十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年七月三日から同月二十三日までの



間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社中央病院
所 在 地 宇部市大字西岐波七五〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 隔 時 間 の 概 要
六八の二一 (三基)	〇・二九	平成二一、 七、二四	平成二一、 七、三二	平成二一、 八、一	断 続 八 時 間 変 動 な し

備考 「六八の二一」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十八号の二の病院で病床数が三〇〇以上であるものに設置される洗浄施設をいう。

山口県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保

安林を次のように指定する。

平成二十一年七月三日
山口県知事 二井 関 成

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		浮 遊 物 質 の 値		大 腸 菌 群 数 の 値		窒 素 の 値		磷 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)				
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大					
七	八・六	五・八	五・八	三・五	四・〇	五・〇	七・〇	二・一〇〇〇	二・五	二・八	三	三・四	三・五	三・九四	四・〇	一・二七

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

透析排水処理施設	種 類		項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)									
	処理後	処理前	通 常	最 大	通 常	最 大										
七	三	七	三	五	八	六	三	五	八	四	三	三	五	二	五	三

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

透析排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	連 続 使 用 時 間 隔 間	八 時 間 間 隔 間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		浮 遊 物 質 の 汚 染 状 態 の 値	窒 素 の 値	磷 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)				
六八の二一〇 (三基)	三	七〇〇	八四〇	九〇	一〇〇	一・二五

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

一 保安林の所在場所

萩市大字佐々並字地吉六一〇の三四、六一〇の四一、字土地河内東平六一一の一、六一四、六一六から六一八まで、六二〇、六二一の一、六二五の三、六二五の四、六三二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

下関市豊浦町大字室津上字北ヶ奥二六八、二六九、二七〇の一、二七〇の二、字芝二七一の一から二七一の三まで、二七二、字向屋敷二七三の一、字岬山三七五の九から三七五の三三まで、三七五の三五から三七五の五一まで

長門市真木字浴二九〇、二九二から二九五まで、二九七、三〇六の一、三〇七から三一二まで、字浴北平二九七の二、字浴南平三二〇の一、三二〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊浦町大字室津上字北ヶ奥二六八・字向屋敷二七三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

長門市真木字浴二九〇・二九二から二九五まで・二九七・三〇六の一・三〇七から三一二まで(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十一年七月三日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

萩市相島字大畑六五の一

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意

があったと認めた。

平成二十一年七月三日

山口県知事 二井 関成

萩市西部加入区 萩市東部加入区 阿武町加入区 田万川町加入区



(二二四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年八月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年七月三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 山口県定期借地借家権推進機構

代表者の氏名 増井 聡彦

主たる事務所の所在地 下関市豊前田町二丁目七番五号

三 定款に記載された目的

定期借地借家に関する普及事業を行うことにより、土地の有効な利用及び良質な住宅の供給を通じた、良好な居住環境の整備されたまちづくりを行い、もって公益の増進に寄与すること。

(二二五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年八

月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年七月三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 萩市日中友好市民連盟

代表者の氏名 神田 勝

主たる事務所の所在地 萩市大字東田町一六〇番地の一

三 定款に記載された目的

萩市と中国の都市との文化及び経済に関する交流事業を行うことにより、両国の文化の振興及び経済の発展を図り、もって民間における萩市と中国の都市との友好関係を構築すること。

(二二六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年八月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年七月三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 山口県要約筆記連絡協議会

代表者の氏名 門田美和子

主たる事務所の所在地 防府市大字上右田二七三三番地の一

三 定款に記載された目的

聴覚障害者の福祉の増進及び人権の確立のため、聴覚障害者団体と連携して要約筆記に係る諸活動を推進すること。

(二二七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成二十一年八月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年七月三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口県アクティブシニア協会
 代 表 者 の 氏 名 福永 敏宏
 主たる事務所の所在地 周南市児玉町二丁目五番一―四〇三号

(二二八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十一年七月三日から同年十一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年七月三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・モール周南、星プラザ
 所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 住	所	代表者の氏名
下松タウンセンター開発株式会社		下松市中央町二一番三号	齋藤 明弘
下松商業開発株式会社		" "	山田 宏

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社林正美堂	林 勝彦	林 晃

四 届出年月日

平成二十一年六月十二日

五 変更年月日

平成十四年三月二十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・モール周南、星プラザ
 所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社シズマスタジオ	静岡 信義	静岡 義孝

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
下松商業開発株式会社	" "	山田 宏	齋藤 明弘

四 届出年月日

平成二十一年六月十二日

五 変更年月日

平成十四年八月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・モール周南、星プラザ
 所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

<p>五 変更年月日 平成十六年五月二十八日</p>	<p>四 届出年月日 平成二十一年六月十二日</p>	<p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>	<p>五 変更年月日 平成十五年五月十二日</p>	<p>四 届出年月日 平成二十一年六月十二日</p>	<p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>
			<p>下松タウンセンター開発 株式会社 下松商業開発株式会社</p>	<p>下松市中央町二一番三号</p>				<p>下松市中央町二一番三号</p>	<p>齋藤 明弘 山田 宏</p>
			<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</p>	<p>山田 石油株式会社</p>				<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</p>	<p>齋藤 明弘 山田 宏</p>
			<p>変更前</p>	<p>西尾 正嗣</p>				<p>変更前</p>	<p>齋藤 明弘 山田 宏</p>
			<p>変更後</p>	<p>山田 正敏</p>				<p>変更後</p>	<p>齋藤 明弘 山田 宏</p>

<p>四 届出年月日</p>	<p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>	<p>五 変更年月日 平成十六年八月一日</p>	<p>四 届出年月日 平成二十一年六月十二日</p>	<p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>
		<p>下松タウンセンター開発 株式会社 下松商業開発株式会社</p>	<p>下松市中央町二一番三号</p>				<p>下松市中央町二一番三号</p>	<p>齋藤 明弘 山田 宏</p>
		<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</p>	<p>株式会社タツミヤ</p>				<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</p>	<p>齋藤 明弘 山田 宏</p>
		<p>変更前</p>	<p>曲淵恵美子</p>				<p>変更前</p>	<p>齋藤 明弘 山田 宏</p>
		<p>変更後</p>	<p>指田 努</p>				<p>変更後</p>	<p>齋藤 明弘 山田 宏</p>

平成二十一年六月十二日
変更年月日
平成十六年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・モール周南、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住
住所 代表者の氏名

下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号
株式会社

下松商業開発株式会社

三 変更に係る事項の概要

齋藤 明弘
山田 宏

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社つばい	有限会社ブティックパステル	株式会社つばい

四 届出年月日
平成二十一年六月十二日
変更年月日
平成十七年三月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・モール周南、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住
住所 代表者の氏名

下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号
株式会社

下松商業開発株式会社

三 変更に係る事項の概要

齋藤 明弘
山田 宏

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社ケン・フィールド	有限会社ケン・フィールド	有限会社ケン・フィールド
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	福岡県太宰府市梅光苑四丁目一六番二八号	福岡県太宰府市梅光苑四丁目一六番二八号	福岡県太宰府市梅光苑四丁目一六番二八号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	草野 謙司	草野 謙司	草野 謙司

四 届出年月日
平成二十一年六月十二日
変更年月日
平成十七年四月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・モール周南、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住
住所 代表者の氏名

下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号
株式会社

下松商業開発株式会社

齋藤 明弘
山田 宏

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社グッピー	有限会社グッピー	有限会社グッピー

四 届出年月日
平成二十一年六月十二日
変更年月日
平成十七年八月二十一日

三 変更に係る事項の概要 " " " " 山田 宏

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社ベーカーズストリート	株式会社ベーカーズストリート		

四 届出年月日
平成二十一年六月十二日
五 変更年月日
平成十八年五月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 齋藤 明弘
住所 下松市中央町二一番三号

三 変更に係る事項の概要 " " " " 山田 宏

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社鈴丹	株式会社鈴丹	伊佐治 博	小林 史生

四 届出年月日
平成二十一年六月十二日
五 変更年月日
平成十八年五月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・モール周南、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 齋藤 明弘
住所 下松市中央町二一番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社オーハマ	株式会社オーハマ		

四 届出年月日
平成二十一年六月十二日
五 変更年月日
平成十八年五月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 齋藤 明弘
住所 下松市中央町二一番三号

三 変更に係る事項の概要 " " " " 山田 宏

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社イケダベットファーム	株式会社イケダベットファーム	岡山市京山二丁目五番一号	東京都中央区日本橋小網町一〇番二号

四 届出年月日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

五 平成二十一年六月十二日
変更年月日
平成十八年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・モール周南、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名
下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号 齋藤 明弘
株式会社
下松商業開発株式会社 " " " " 山田 宏
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ミコー	株式会社ミコー	変更前後
---------------------------	---------	---------	------

四 届出年月日
平成二十一年六月十二日
変更年月日
平成十八年七月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・モール周南、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名
下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号 齋藤 明弘
株式会社
下松商業開発株式会社 " " " " 山田 宏
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社社夢や	株式会社社夢や	変更前後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	"	"	"
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	"	"	"
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社社夢や	変更前後

四 届出年月日
平成二十一年六月十二日
変更年月日
平成十八年八月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・モール周南、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名
下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号 齋藤 明弘
株式会社
下松商業開発株式会社 " " " " 山田 宏
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社パビウエア	株式会社パビウエア	変更前後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	"	"	"
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	"	"	"
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社パビウエア	変更前後

四 届出年月日
平成二十一年六月十二日
変更年月日
平成十八年八月二十八日

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社和光	宇部市相生町八番一 九号	周南市大字徳山四九 二七の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	"	濱部 悦夫	濱部 正行

四 届出年月日

平成二十一年六月十二日

五 変更年月日

平成十九年五月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・モール周南、星プラザ
 所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 齋藤 明弘
 下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号
 株式会社 齋藤 明弘
 下松商業開発株式会社 山田 宏

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社音光	岡田 廣恵	秋月 崇志
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ナカイシ	中石 正美	中石 智之

四 届出年月日

平成二十一年六月十二日

五 変更年月日

平成十九年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星プラザ
 所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 齋藤 明弘
 下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号
 株式会社 齋藤 明弘
 下松商業開発株式会社 山田 宏

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	亀井 保	亀井 保	—

四 届出年月日

平成二十一年六月十二日

五 変更年月日

平成十九年七月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・モール周南、星プラザ
 所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 齋藤 明弘
 下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号
 株式会社 齋藤 明弘
 下松商業開発株式会社 山田 宏

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	地球文化屋株式会社	—	地球文化屋株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	"	—	福岡市東区多の津一 丁目六番四号

五 その他

不明の点があるときは、山口県商工労働部労働政策課（電話〇八三一―九三三一―三三一〇）に照会をお願いします。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地

名 称
代表者氏名

㊦

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の使用委員会（補欠委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称	
所属団体における地位	
所属団体の構成員数	
加盟上部団体の名称	

添付書類

候補者の学歴、職歴及び兵役関係並びに政党関係を詳細に記入した履歴書

注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属するすべての所属団体について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



山口県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十一年七月三日

山口県監査委員

氏名	住 所	期 間
水谷 芳昭	下松市旗岡五丁目六番二七号	平成二十一年七月三日から平成二十二年三月三十一日まで
天羽 満則	岩国市昭和町一丁目一〇番一〇号	〃
田中 博之	下関市形山みどり町六番六号	〃
古林 照己	下松市北斗町三番一―一〇三号	〃
正鬼晋太郎	岩国市麻里布町四丁目一番一七―六〇四号	〃
兼氏 憲明	宇部市松山町一丁目一三番一号	〃
寺田 寛	山口市宮野下七九の四	〃



平成二十年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成二十年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成二十一年七月三日

山口県市町村職員共済組合理事長 中村 秀明

貸借対照表及び損益計算書の要旨

(単位 千円)

区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	保健 ⁽²⁾	宿泊	貯金	貸付
(収入)									
負担金	4,761,291	14,566,998		153,993	250,650				
掛金・任意継続掛金	4,954,632	8,351,252			246,718				
施設収入・商品売上げ						100,119	221,227		
連合会交付金				73,048	9,326				28,030
利息及び配当金	5,828		286,596	709	2,917	28	41	535,378	742
その他収入	482,643			1,235	1,362	1,633	2,363	33,971	264,992
他経理からの繰入金				26,993	150,000	270,000	75,000		
前年度繰越支払準備金	765,033								
計	10,969,427	22,918,250	286,596	255,978	660,973	371,780	298,631	569,349	293,764
(支出)									
給付・一部負担金払戻金	4,961,787								
役員報酬・職員給与				130,539	31,505	40,659	62,184	48,150	31,515
旅費・事務費				15,496	3,074	1,306	849	2,934	2,082
商品仕入れ						374	4,238		
飲食材料費						24,154	71,154		
委託費・委託管理費				7,708	6,937	13,453	23,147	4,412	736

第 2070 号

(定期)

山 口 県 報

平成21年 7 月 3 日 金曜日

支 払 利 息			286,596						3,616			277,723	241,794
連 合 会 払 込 金	151,954	22,918,250		65,160									29,004
そ の 他 支 出	1,049,522			27,810	257,875	161,456	178,535	9,724					33,835
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,567,491												
後 期 高 齢 者 支 援 金	1,492,241												
老 人 保 健 拠 出 金	227,339												
退 職 者 給 付 拠 出 金	650,356												
他 経 理 へ の 繰 入 金	26,993				345,000			150,000					
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	768,699												
計	10,896,382	22,918,250	286,596	246,713	644,391	245,018	340,107	492,943				338,966	
当期利益金又は当期損失金 (△)	73,045			9,265	16,582	126,762	△ 41,476	76,406				△ 45,202	
支 払 準 備 金	768,699												
資 本 剰 余 金				52,182	25,350	1,228,581	755,282						
利益剰余金又は欠損金(△)	589,965			152,935	411,405	△ 246,330	△ 129,581	2,227,625				338,027	

平成二十一年七月三日印刷

発行所

山口県知事庁